

平成30年余市町議会第2回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
閉 会 午後 1時31分

○招 集 年 月 日 〃 18番 溝 口 賢 詩
平成30年5月29日（火曜日）

○招 集 の 場 所
余市町議事堂

○開 会
平成30年5月29日（火曜日）午前10時

○出 席 者

余 市 町 長 嶋 保
副 町 長 鍋 谷 慎 二
総 務 部 長 前 坂 伸 也
総 務 課 長 須 貝 達 哉
企 画 政 策 課 長 笹 山 浩 一
地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 須 藤 明 彦
町 民 福 祉 課 長 上 村 友 成
高 齢 者 福 祉 課 長 増 田 豊 実
保 健 課 長 羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長 秋 元 直 人
経 済 部 長 細 山 俊 樹
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 阿 部 弘 亨
建 設 水 道 部 長 久 保 宏
建 設 課 長 亀 尾 次 雄
ま ち づ く り 計 画 課 長 千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長 庄 木 淳 一
水 道 課 長 渡 辺 郁 尚
会 計 管 理 者（併）会 計 課 長 山 本 金 五
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 利 美
教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆
教 育 部 長 小 俣 芳 則
学 校 教 育 課 長 古 山 尚 志

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫
余市町議会副議長 11番 白 川 栄 美 子
余市町議会議員 2番 吉 田 豊
〃 3番 辻 井 潤
〃 4番 岸 本 好 且
〃 5番 土 屋 美 奈 子
〃 7番 近 藤 徹 哉
〃 8番 吉 田 浩 一
〃 9番 佐 藤 一 夫
〃 10番 野 崎 奎 一
〃 12番 庄 巖 龍
〃 13番 安 久 莊 一 郎
〃 14番 大 物 翔
〃 15番 中 谷 栄 利
〃 16番 藤 野 博 三
〃 17番 茅 根 英 昭

○欠 席 議 員 （2名）

余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二

社会教育課長 奈良 論
選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長 中 島 豊

○事務局職員出席者

事務局 長 杉 本 雅 純
議事係 長 枝 村 潤
書 記 細 川 雄 哉

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 報告第 1 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成29年度余市町一般会計補正
予算(第9号))
- 第 4 報告第 2 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成29年度余市町介護保険特別
会計補正予算(第4号))
- 第 5 報告第 3 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成29年度余市町国民健康保険
特別会計補正予算(第4号))
- 第 6 報告第 4 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成29年度余市町後期高齢者医
療特別会計補正予算(第2号))
- 第 7 報告第 5 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成29年度余市町公共下水道特
別会計補正予算(第3号))
- 第 8 報告第 6 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成29年度余市町水道事業会計

補正予算(第3号))

- 第 9 報告第 7 号 専決処分の報告につ
いて
- 第 10 報告第 8 号 専決処分の報告につ
いて
- 第 11 報告第 9 号 専決処分の報告につ
いて
- 第 12 報告第 11 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成30年度余市町一般会計補正
予算(第1号))
- 第 13 報告第 10 号 専決処分の報告につ
いて
- 第 14 報告第 12 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(平成30年度余市町一般会計補正
予算(第2号))
- 第 15 議案第 1 号 平成30年度余市町
国民健康保険特別会計補正予算(第
1号)

開 会 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから平成30年余
市町議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立
いたしました。

なお、野呂議員は病気療養中のため、溝口議員
は病気入院中のためそれぞれ欠席の旨届け出があ
りましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案1件、
報告12件、他に議長の諸般報告並びに行政報告で
す。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、会議録署名議
員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号7番、近藤議員、議席番号8番、吉田議員、議席番号9番、佐藤議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○16番（藤野博三君） 平成30年余市町議会第2回臨時会開催に当たり、本日午前9時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員5名の出席のもと、さらに説明員として鍋谷副町長、前坂総務部長、須貝総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案1件、報告12件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度余市町一般会計補正予算（第9号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度余市町介護保険特別会計補正予算（第4号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））につきましては

は、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第3号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度余市町水道事業会計補正予算（第3号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、報告第7号ないし日程第11、報告第9号 専決処分の報告についての3件及び日程第12、報告第11号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度余市町一般会計補正予算（第1号））、以上4件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、報告第10号 専決処分の報告について、日程第14、報告第12号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度余市町一般会計補正予算（第2号））、以上2件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、議案第1号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定い

たしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る5月15日に小樽市で開催されました平成30年度小樽・余市間国道新設改修期成会理事会及び通常総会に、各議員のお手元に配付のとおり、会議規則第121条の規定により議員の派遣決定をいたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、余市町情報公開条例第30条及び余市町個人情報保護条例第45条の規定によります運用状況についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、町長から申し出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（嶋 保君） 損害賠償について行政報告を申し上げます。

本件は、本年3月に本町が管理する道路上において自動車破損事故が発生し、当該自動車の損害賠償について関係者と示談交渉を行ってまいりましたが、損害賠償額について示談が成立したことから、その概要につきましてご報告申し上げますのでございます。

ことしの冬は、例年になく寒暖の差が激しく、3月に入り急激に雪解けが進み、日中にできた大量の雪解け水が舗装のひび割れにしみ込み、夜間の気温低下で凍結、膨張し、ひび割れが拡大、そこを通過する車の重みで路面の一部が崩れ、穴が発生したことと、気温が一気に上昇し、トンネル坑口上部に積もっていた雪が落下したことにより事故が発生したものでございます。

事故の概要につきましては、平成30年3月9日に町道大川町南2線、大川13丁目公園付近において道路の穴でタイヤがパンクする事故が2件続けて発生し、いずれも道路上にあいた同じ穴でパンクしたものと推測され、うち1台はバンパーの一部も破損いたしております。また、3月14日に町道大川町幸成新幸団地線、新幸チビデカ公園付近において道路の穴で自動車がバウンドし、バンパーが破損する事故が発生いたしております。事故発生後の経過でございますが、これらの事故発生後、現場の穴の補修を早急を実施するとともに、他の道路の路面状況もあわせて点検を行い、再発防止に向けた穴埋め補修に取り組んだところであります。さらに、3月14日に町道黒川栄町山手線、西崎山トンネル入り口付近においてトンネル坑口上部からの落雪が走行中の自動車の屋根とボンネットを直撃し、当該自動車が破損する事故が発生いたしております。

その後それぞれの関係者と話し合いを行い、本町が損害賠償金を支払うことにより和解することで合意に至り、4月27日及び5月9日に地方自治法第180条第1項の規定により和解及び損害賠償額の決定及び地方自治法第179条第1項の規定により損害賠償金の補正予算について専決処分をいたしたところでございます。

今後におきましては、町道の適正管理により一層努めてまいり所存でございますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、損害賠償についての行政報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました報告第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成29年度余市町一般会計補正予算（第9号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらるるものでございます。

平成29年度余市町一般会計補正予算（第9号）の内容につきましては、歳出において寄附に伴う余市町ふるさと応援寄附金基金への積立金と平成27年度及び平成28年度年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の事業費確定に伴う返還金、各種事業費確定見込みによる減額と財源の組みかえ計上、介護保険特別会計等の決算確定見込みに伴う繰入金等の精算による補正計上を行ったものであります。

また、歳入につきましては、地方交付税、寄附金の計上、さらには地方譲与税等各種交付金の確定見込みによる追加及び減額、町債の減額等により調整を行ったものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるる。

平成30年5月29日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

平成29年度余市町一般会計補正予算（第9号）。

平成29年度余市町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,692万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億2,799万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出からご説明申し上げます。8ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

4目財産管理費、補正額305万4,000円、25節積立金305万4,000円につきましては、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金の増額補正でございませぬ。

5目企画費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額104万9,000円、23節償還金利子及び割引料104万9,000円につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の精算による国庫補助金返還金、平成27年度分12万円、平成28年度分27万円、事務費分として平成27年度分65万9,000円の補正計上でございます。

10目介護保険費、補正額2,957万5,000円の減、28節繰出金2,957万5,000円の減につきましては、介護保険特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、7目放課後児童対策事業費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、補正額3,046万6,000円の減、13節委託料2,484万円の減につきましては、町営斎場建替基本・実施設定委託料の確定による減額補正でございます。19節負担金補助及び交付金562万6,000円の減につきましては、北後志衛生施設組合負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

5目国民健康保険費、補正額362万5,000円、28節繰出金362万5,000円につきましては、国民健康保険特別会計繰出金の決算見込みによる補正計上でございます。

8目医療給付事業費、補正額1,225万4,000円の減、20節扶助費1,225万4,000円の減につきましては、重度心身障害者医療助成費の確定見込みによる減額補正でございます。

9目後期高齢者医療費、補正額160万3,000円の減、28節繰出金160万3,000円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費、補正額459万3,000円、19節負担金補助及び交付金459万3,000円につきましては、水道事業会計負担金の補正計上でございます。

5款労働費、1項労働諸費、2目援護対策費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

6目農業土地基盤整備費、補正額130万5,000円

の減、19節負担金補助及び交付金130万5,000円の減につきましては、道営事業の実施年度の変更に伴う農業農村整備事業負担金の減額補正でございます。

次のページをお開き願います。6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、補正額200万円の減、19節負担金補助及び交付金200万円の減につきましては、道営事業の実施年度の変更に伴う水産物供給基盤機能保全事業負担金の減額補正でございます。

3目浅海増殖事業費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

3目観光費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

7目宇宙記念館管理運営費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

8款土木費、5項都市計画費、4目公共下水道費、補正額1,910万3,000円、28節繰出金1,910万3,000円につきましては、公共下水道特別会計繰出金の確定見込みによる増額補正でございます。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、補正額128万円の減、15節工事請負費128万円の減につきましては、事業費の確定による山田団地浄化槽整備工事の減額補正でございます。

2目住宅支援費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額512万4,000円の減、19節負担金補助及び交付金512万4,000円の減につきましては、北後志消防組合負担金の確定見込みによる減額補正でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額887万5,000円の減、15節工事請負費887万5,000円の減につきましては、事業費の確定による教職員住宅解体工事の減額補正でございます。

10款教育費、4項社会教育費、5目青少年対策費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

10款教育費、5項保健体育費、2目ジャンプ台管理運営費、補正額254万8,000円の減、18節備品購入費254万8,000円の減につきましては、圧雪車購入に係る備品購入費の減額補正でございます。

次のページをお開き願います。11款公債費、1項公債費、2目利子、補正額332万円の減、23節償還金利子及び割引料332万円の減につきましては、一時借入金利子の不用見込み額の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。4ページをお開き願います。2、歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額32万4,000円の減、1節地方揮発油譲与税32万4,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額48万7,000円、1節自動車重量譲与税48万7,000円につきましては、額の確定による増額補正でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、補正額1万8,000円、1節利子割交付金1万8,000円につきましては、額の確定による増額補正でございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、補正額128万7,000円、1節配当割交付金128万7,000円につきましては、額の確定に伴う増額補正でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、補正額133万4,000円、1節株式等譲渡所得割交付金

133万4,000円につきましては、額の確定による増額補正でございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額1,060万円の減、1節地方消費税交付金1,060万円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、補正額10万円の減、1節ゴルフ場利用税交付金10万円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、補正額617万8,000円、1節自動車取得税交付金617万8,000円につきましては、額の確定による増額補正でございます。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額2万6,000円の減、1節地方特例交付金2万6,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

次のページをお開き願います。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額608万6,000円、1節地方交付税608万6,000円につきましては、額の確定による普通交付税2,771万1,000円の減額、特別交付税3,379万7,000円の増額補正でございます。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、補正額107万2,000円の減、1節交通安全対策特別交付金107万2,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額3万円の減、1節社会福祉費国庫負担金3万円の減につきましては、低所得者保険料軽減負担金の確定による減額補正でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費

国庫補助金、補正額64万円の減、2節住宅費国庫補助金64万円の減につきましては、事業費の確定に伴う公営住宅等整備事業補助金の減額補正でございます。

15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額1万5,000円の減、1節社会福祉費道負担金1万5,000円の減につきましては、低所得者保険料軽減負担金の確定による減額補正でございます。

15款道支出金、2項道補助金、3目衛生費道補助金、補正額459万8,000円の減、1節保健衛生費道補助金459万8,000円の減につきましては、歳出における重度心身障害者医療助成費の減額に伴う補助金の減額補正でございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額43万5,000円の減、1節農業費道補助金43万5,000円の減につきましては、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金の減額補正でございます。

17款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額305万4,000円、1節総務費寄附金305万4,000円につきましては、115名の方々からの余市町ふるさと応援寄附金でございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額480万2,000円の減、1節雑入480万2,000円の減につきましては、確定見込みによる北後志地区介護認定審査会事業町村負担79万6,000円、重度心身障害者医療費高額戻入金400万6,000円の減額補正でございます。

21款町債、1項町債、1目土木債、補正額100万円の減、2節住宅債100万円の減につきましては、事業費の確定に伴います山田団地浄化槽整備事業債の減額補正でございます。

2目公共施設等適正管理推進事業債、補正額800万円の減、1節公共施設等適正管理推進事業債800万円の減につきましては、事業費の確定に伴います教職員住宅解体事業債の減額補正でございます。

3目過疎対策事業債、補正額3,730万円の減、1節過疎対策事業債3,730万円の減につきましては、事業費確定による町営斎場建替事業債2,480万円、農業競争力基盤強化特別対策事業債80万円、水産物供給基盤機能保全事業債200万円、消防救急自動車購入事業債630万円、圧雪車購入事業債370万円の減額と過疎地域自立促進特別事業債30万円の増額補正でございます。

4目臨時財政対策債、補正額1,642万8,000円の減、1節臨時財政対策債1,642万8,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。第2表、地方債補正につきましては、事業費確定に伴う起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、山田団地浄化槽整備事業債、補正前限度額2,070万円、補正後限度額1,970万円。教職員住宅解体事業債、補正前限度額1,950万円、補正後限度額1,150万円。町営斎場建替事業債、補正前限度額4,640万円、補正後限度額2,160万円。農業競争力基盤強化特別対策事業債、補正前限度額80万円、補正後限度額ゼロ円。水産物供給基盤機能保全事業債、補正前限度額200万円、補正後限度額ゼロ円。消防救急自動車購入事業債、補正前限度額3,160万円、補正後限度額2,530万円。圧雪車購入事業債、補正前限度額2,730万円、補正後限度額2,360万円。過疎地域自立促進特別事業債、補正前限度額7,950万円、補正後限度額7,980万円。臨時財政対策債、補正前限度額2億7,640万7,000円、補正後限度額2億5,997万9,000円。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○高齢者福祉課長(増田豊実君) ただいま上程されました報告第2号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成29年度余市町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

今回専決処分を行いました補正予算の主な内容は、歳出におきまして総務費、保険給付費、地域支援事業費の確定見込みに伴う不用額の減額等の

補正を行い、歳入におきましては各経費の特定財源となります国庫支出金等の確定見込みによる減額等の補正を行ったものでございます。

以下、報告第2号を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成30年5月29日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをごらん願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日、余市町長、嶋 保。

次のページをごらん願います。

平成29年度余市町介護保険特別会計補正予算(第4号)。

平成29年度余市町の介護保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億94万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,771万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、7ページをごらん願います。中段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額88万1,000円の減、8節報償費2万円の減から13節委託料79万2,000円の減までにつきましては、介護保険事業計画推進懇談会委員報償金、普通旅費、消耗品費、介護保険システム改修委託料などの各種事務費等の確定見込みによる減

額でございます。

次のページをごらん願います。1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、補正額1万円の減、12節役務費1万円の減につきましては、賦課徴収事務に係る経費の確定見込みによる減額でございます。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、補正額163万6,000円の減、1節報酬122万8,000円の減から14節使用料及び賃借料4万2,000円の減までにつきましては、介護認定審査会に係る審査会委員報酬、費用弁償、事務費等の経費の確定見込みによる減額でございます。

2目認定調査費、補正額57万6,000円の減、4節共済費1万7,000円の減から12節役務費52万9,000円の減までにつきましては、認定調査費に係る事務費等の経費の確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等給付費、補正額1億6,041万円の減、19節負担金補助及び交付金1億6,041万円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、補正額1,021万8,000円の減、19節負担金補助及び交付金1,021万8,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額49万4,000円の減、12節役務費49万4,000円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額768万3,000円の減、19節負担金補助及び交付金768万3,000円の減、2目高額介護予防サービス費、補正額4万円の減、19節負担金補助及び交付金4万円の減につきましては、高額介護

サービス費等における給付費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、補正額179万5,000円の減、19節負担金補助及び交付金179万5,000円の減につきましては、高額医療合算介護サービス費における給付費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、補正額89万9,000円の減、19節負担金補助及び交付金89万9,000円の減につきましては、居宅介護福祉用具貸与費ほか市町村特別給付費の確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。2款保険給付費、7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額1,034万4,000円の減、19節負担金補助及び交付金1,034万4,000円の減、2目特例特定入所者介護サービス費、補正額1万円の減、19節負担金補助及び交付金1万円の減、3目特定入所者介護予防サービス費、補正額9万円の減、19節負担金補助及び交付金9万円の減、4目特例特定入所者介護予防サービス費、補正額1万円の減、19節負担金補助及び交付金1万円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額100万3,000円の減、19節負担金補助及び交付金100万3,000円の減につきましては、介護予防・生活支援サービス事業に係る経費の確定見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、補正額58万2,000円の減、12節役務費9万4,000円の減、13節委託料48万8,000円の減につきましては、事業委託料経費等の確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。3款地域支援事

業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額251万4,000円の減、1節報酬30万8,000円の減から13節委託料180万円の減につきましては、包括的支援事業に係る各経費の確定見込みによる減額でございます。

2目任意事業費、補正額217万3,000円の減、12節役務費21万8,000円の減から20節扶助費70万2,000円の減までにつきましては、任意事業に係る各経費の確定見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費、4項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額1万6,000円の減、12節役務費1万6,000円の減につきましては、審査支払手数料の確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額43万8,000円、25節積立金43万8,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる増額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページをごらん願います。上段でございます。2、歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額3,409万9,000円の減、1節現年度分特別徴収保険料3,270万円の減及び2節現年度分普通徴収保険料139万9,000円の減につきましては、給付費確定見込みに伴う法定負担割合による減額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額3,862万円の減、1節現年度分3,862万円の減につきましては、介護給付費に係る国庫負担金の確定見込みによる減額でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額1,898万6,000円の減、1節現年度分調整交付金1,898万6,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額40万1,000円の減、1節現年度分40万1,000円の減、3目地域支援事業交付金（介護予防

・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額182万9,000円の減、1節現年度分182万9,000円の減、4目介護保険事業費国庫補助金、補正額66万9,000円、1節介護保険事業費国庫補助金66万9,000円につきましては、交付金等の確定見込みによる減額及び増額でございます。

次のページをごらん願います。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額5,351万1,000円の減、1節現年度分5,351万1,000円の減、2目地域支援事業支援交付金、補正額44万9,000円の減、1節現年度分44万9,000円の減につきましては、交付金の確定見込みによる減額でございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額2,349万3,000円の減、1節現年度分補正額2,349万3,000円の減につきましては、介護給付費に係る道負担金の確定見込みによる減額でございます。

5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額20万1,000円の減、1節現年度分20万1,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額91万5,000円の減、1節現年度分91万5,000円の減につきましては、交付金の確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。5款道支出金、3項道委託金、1目介護扶助費委託金、補正額3万6,000円、1節介護扶助費委託金3万6,000円につきましては、生活保護要保護者の第2号被保険者の介護認定に係る費用の確定見込みによるものでございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額3,000円、1節利子及び配当金3,000円につきましては、基金より生じる利子でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給

付費繰入金、補正額2,459万1,000円の減、1節現年度分2,459万1,000円の減、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額20万1,000円の減、1節現年度分20万1,000円の減、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額91万5,000円の減、1節現年度分91万5,000円の減、4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額6万円の減、1節現年度分6万円の減、5目その他一般会計繰入金、補正額380万8,000円の減、1節事務費繰入金380万8,000円の減につきましては、一般会計からの繰入金の額の確定見込みによる減額でございます。

次のページをごらん願います。7款繰入金、2項介護給付費準備基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額1万円の減、1節介護給付費準備基金繰入金1万円の減につきましては、繰入金の額の確定見込みによる減額でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額43万5,000円、1節繰越金43万5,000円につきましては、繰越金の確定見込みに伴う補正計上でございます。

以上、報告第2号につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○15番（中谷栄利君） 9ページの保険給付費、介護サービス等給付費の中で不用額、居宅介護サービス等はあるのですが、施設や地域密着型の介護サービスの給付費の減が大変多いのではないかなと思っています。例年に比べてどうなのか、その不用額の主な原因はどういうものになっているのか、担当のほうでどのように考察されているかぜひお聞かせください。

○高齢者福祉課長（増田豊実君） 15番、中谷議

員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

居宅介護サービス等給付費、また施設介護サービス等給付費、地域密着型介護サービス等給付費でございますけれども、この部分につきましては第6期の計画に基づいた給付費を予算計上しているところでございまして、居宅介護サービス等費がふえた原因、関連がございますので、申し上げたいと存じますけれども、こちらにつきましては地域密着型のデイサービスでございますけれども、当初2カ所ございましたが、それが統合されて昨年4月から1カ所になったということに伴いまして、居宅介護サービス等費のほうはふえまして、逆に地域密着型介護サービス等給付費のほうは減っているような状況でございます。

また、施設介護サービス等給付費につきましては、当初第6期の計画で近隣の町村で施設の増床、もしくは新設というところで私どものほうでも入所のほうを見込んで計画を立てておりましたが、近隣の町村のほうでは計画中止ということになりましたので、その部分かと思えます。

また、第6期の介護報酬の単価でございますけれども、当初国から示される時期が遅くて、一律2.27%の減額を掛けて予算計上したところ、実際はそれ以下の減額になったというところもあるかと思えますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健課長(羽生満広君) ただいま上程されました報告第3号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました平成29年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

今回の専決処分を行った補正予算の主な内容につきましては、歳出では保険給付費等の確定見込みに伴う不用額の減額整理を行ったものでございます。

また、歳入では、国庫支出金等の減額整理を行い、収支均衡を図ったものでございます。

なお、現時点におきまして国保税等の一部の収入が未確定ではございますが、平成29年度の決算見込みにつきましては、歳出の約30億5,000万円に対し、歳入では約29億5,000万円となり、約1億円の赤字になる見込みとなっておりますが、後ほどご提案申し上げます平成30年度補正予算(第1号)において同額の繰り上げ充用金を計上させていただいたところでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年5月29日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

平成29年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

平成29年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億888万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,923万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。4ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額1億9,438万1,000円の減、19節負担金補助及び交付金1億9,438万1,000円の減につきましては、一般被保険者療養給付費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

2目退職被保険者等療養給付費、補正額2,735万9,000円の減、19節負担金補助及び交付金2,735万9,000円の減につきましては、退職被保険者等療養給付費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正額2,997万7,000円の減、19節負担金補助及び交付金2,997万7,000円の減につきましては、一般被保険者高額医療費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

6 款介護納付金、1 項介護納付費、1 目介護納付金、補正額106万5,000円の減、19節負担金補助及び交付金106万5,000円の減につきましては、介護納付金の確定見込みに伴う減額補正でございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金、補正額2,585万3,000円の減、19節負担金補助及び交付金2,585万3,000円の減につきましては、高額医療費共同事業医療費拠出金の確定見込みに伴う減額補正でございます。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額3,025万4,000円の減、19節負担金補助及び交付金3,025万4,000円の減につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の確定見込みに伴う減額補正でございます。

8 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組みかえ計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2 ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、補正額4,519万3,000円の減、1 節療養給付費等現年度分4,703万2,000円の減につきましては、療養給付費等負担金の確定見込みに伴う減額補正でございます。2 節介護納付金分負担金127万円につきましては、介護納付金分負担金の確定見込みに伴う増額補正でございます。3 節療養給付費等過年度分56万9,000円につきましては、療養給付費等負担金の過年度分の追加交付に係る増額補正でございます。

2 目高額医療費共同事業負担金、補正額598万

9,000円の減、1 節高額医療費共同事業負担金598万9,000円の減につきましては、高額医療費共同事業負担金の確定見込みに伴う減額補正でございます。

3 目特定健康診査等負担金、補正額1万4,000円の増、1 節特定健康診査等負担金1万4,000円につきましては、特定健康診査等負担金の確定見込みに伴う増額補正でございます。

次のページをごらんください。4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、補正額7,684万5,000円の減、1 節普通調整交付金6,338万3,000円の減につきましては、普通調整交付金の確定見込みに伴う減額補正でございます。3 節介護納付金分調整交付金1,346万2,000円の減につきましては、介護納付金分調整交付金の確定見込みに伴う減額補正でございます。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金、補正額2,735万9,000円の減、1 節療養給付費現年度分交付金2,735万9,000円につきましては、療養給付費現年度分交付金の確定見込みに伴う減額補正でございます。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金、補正額60万1,000円の増、1 節前期高齢者交付金60万1,000円につきましては、前期高齢者交付金の確定見込みに伴う増額補正でございます。

7 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、補正額598万9,000円の減、1 節高額医療費共同事業負担金598万9,000円の減につきましては、高額医療費共同事業負担金の確定見込みに伴う減額補正でございます。

2 目特定健康診査等負担金、補正額1万4,000円の増、1 節特定健康診査等負担金1万4,000円につきましては、特定健康診査等負担金の確定見込みに伴う増額補正でございます。

7 款道支出金、2 項道補助金、1 目財政調整交付金、補正額5,916万9,000円の減、1 節普通調整

交付金5,958万4,000円の減につきましては、普通調整交付金の確定見込みに伴う減額補正でございます。2節特別調整交付金450万6,000円につきましては、特別調整交付金の確定見込みに伴う増額補正でございます。3節介護納付金分調整交付金409万1,000円につきましては、介護納付金分調整交付金の確定見込みに伴う減額補正でございます。

次のページをお開き願います。8款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金、補正額5,668万9,000円の減、1節現年度分5,668万9,000円の減につきましては、高額医療費共同事業交付金の確定見込みに伴う減額補正でございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額3,591万円の減、1節現年度分3,591万円の減につきましては、保険財政共同安定化事業交付金の確定見込みに伴う減額補正でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額362万5,000円の増、1節一般会計繰入金362万5,000円につきましては、一般会計繰入金の確定見込みに伴う増額補正でございます。

以上、報告第3号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健課長（羽生満広君） ただいま上程されました報告第4号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第4号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました平成29年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

今回の専決処分を行った補正予算の主な内容につきましては、歳出におきましては事務の確定に伴う減額整理を行ったものであります。

また、歳入におきましては、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金等により収支均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年5月29日提出、余市町長、嶋 保。
次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日、余市町長、嶋 保。
次のページをお開き願います。

平成29年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度余市町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ168万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億106万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明申し上げます。4ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額10万1,000円の減、11節需用費4万5,000円の減、12節役務費5万6,000円の減につきましては、一般管理費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、補正額30万2,000円の減、11節需用費11万3,000円の減、12節役務費18万9,000円の減につきましては、徴収費の確定見込みに伴う減額補正でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額125万円の減、19節負担金

補助及び交付金125万円の減につきましては、広域連合への事務費及び保険料負担金の確定見込みに伴う減額補正でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額2万8,000円の減、23節償還金利子及び割引料2万8,000円の減につきましては、過年度支出金の確定見込みに伴う減額補正でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額20万2,000円、1節現年度分特別徴収保険料20万2,000円につきましては、現年度分特別徴収保険料の確定見込みに伴う増額補正でございます。

2目普通徴収保険料、補正額75万5,000円の減、1節現年度分普通徴収保険料63万5,000円につきましては、現年度分普通徴収保険料の確定見込みに伴う増額補正でございます。2節滞納繰越分普通徴収保険料139万円の減につきましては、滞納繰越分普通徴収保険料の確定見込みに伴う減額補正でございます。

次のページをごらん願います。2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料、補正額2,000円、1節督促手数料2,000円につきましては、督促手数料の確定見込みに伴う増額補正でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額160万3,000円の減、1節事務費繰入金160万3,000円の減につきましては、事務費及び広域連合事務費繰入金の確定見込みに伴う減額補正でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額46万1,000円、1節繰越金46万1,000円につきましては、繰越金の確定見込みに伴う増額補正でございます。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目

保険料還付金、補正額 5 万 9,000 円の減、1 節保険料還付金 5 万 9,000 円の減につきましては、保険料還付金の確定見込みに伴う減額補正でございます。

6 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額 7 万 1,000 円、1 節調整交付金 7 万 1,000 円につきましては、調整交付金の確定見込みに伴う増額補正でございます。

以上、報告第 4 号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第 4 号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第 4 号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第 7、報告第 5 号 専

決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（庄木淳一君） ただいま上程されました報告第 5 号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第 5 号につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしました平成 29 年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）について、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

今回専決処分を行いました補正予算の主な内容といたしましては、歳出におきまして建設事業費、施設管理費及び公債費の確定に伴う減額補正と財源振りかえを行ったものであります。

また、歳入におきましては、下水道受益者負担金について収納見込みと一般会計繰入金につきましては繰り出し基準額の確定による増額補正を行い、また建設事業費の確定に伴う国庫補助金及び町債の減額補正等を行い、予算の調整を行ったものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成 30 年 5 月 29 日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 30 日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

平成 29 年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 29 年度余市町の公共下水道特別会計の補正

予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,725万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,733万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出よりご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。上段をごらん願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、一般会計繰入金確定に伴います財源の組みかえでございます。

2目財産管理費、補正額5,097万2,000円の増、25節積立金5,097万2,000円の増につきましては、公共下水道事業基金の積み立てのための増額補正でございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費、補正額1,332万4,000円の減、11節需用費45万円の減につきましては、額の確定見込みによる減額であります。13節委託料989万4,000円の減につきましては、管渠整備事業の国庫補助対象事業費等の確定見込みによる減額であります。14節使用料及び賃借料3万1,000円の減につきましては、額の確定見込みによる減額であります。15節工事請負費294万9,000円の減につきましては、管渠整備事業及び処理場設備更新事業の国庫補助対象事業費等の確定見込みによる減額であります。

7ページの上段をごらん願います。2目施設管理費、補正額941万円の減、11節需用費590万円の減、12節役務費8万円の減、13節委託料225万円の減、14節使用料及び賃借料10万円の減、15節工事請負費54万円の減、16節原材料費19万円の減、18節備品購入費35万円の減につきましては、各経費の

額の確定見込みによる減額であります。

次のページ、8ページをお開き願います。上段をごらん願います。3款公債費、1項公債費、1目元金は、一般会計繰入金確定に伴います財源の組みかえでございます。

2目利子、補正額98万円の減、23節償還金利子及び割引料98万円の減につきましては、一時借入金利子の確定見込みによる減額であります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。上段をごらん願います。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道受益者負担金、補正額277万5,000円、1節下水道受益者負担金277万5,000円につきましては、収納見込みによる増額であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金、補正額451万7,000円の減、1節公共下水道事業費国庫補助金451万7,000円の減につきましては、国庫補助対象事業費の確定による減額であります。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額2,000円、1節利子及び配当金2,000円につきましては、基金の利子収入であります。

4款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入、補正額8万円、1節物品売払収入8万円につきましては、ポンプ場設備更新工事及び処理場設備更新工事により発生いたしました撤去機材の鋼材スクラップ売払収入であります。

5ページの上段をごらん願います。5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,910万3,000円、1節一般会計繰入金1,910万3,000円につきましては、平成29年度の繰り出し基準額の確定に伴う一般会計繰入金の増額補正を行うものであります。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,891万2,000円、1節繰越金1,891万2,000円につきましては、建設事業費の確定見込みによる公共

下水道国庫補助金及び公共下水道事業債の減額に伴い、繰越金に財源を求めたものであります。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入、補正額50万3,000円、1節雑入50万3,000円につきましては、黒川第1中継ポンプ場の窓ガラス破損による災害共済金及び電気料金に係る還付金の発生による収入であります。

8款町債、1項町債、1目公共下水道事業債、補正額960万円の減、1節公共下水道事業債960万円の減につきましては、一般起債及び資本費平準化債の借入額の確定による減額でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明いたしますので、2ページをお開き願います。下段をごらん願います。第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、公共下水道事業債、補正前限度額3億8,660万円、補正後限度額3億7,700万円。地方債の補正につきましては、借入額の確定による変更でございます。

以上、報告第5号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○8番（吉田浩一君） 2点お伺いします。どちらも収入の部分です。

まず、物品売り払いのところで、スクラップを8万円で売ったということでしたが、このスクラップ売るといのはよくあることなのですか。それで、これを売る場合、ただそういう事業者さんに来てもらって引き取ってもらって、それで幾らだよとってもらうのか、もしくはそういう事業者さんを何社か集めて、入札みたいな形なのか、どちらの方法をとっているのかということをお伺いします。

それと、もう一点、諸収入のところでガラスが割れたということで、その保険金か何かかなと思

うのだけれども、そのガラスが割れた主たる原因は何だというふうに考えておられるのか、その点もお尋ねいたします。

○下水道課長（庄木淳一君） 8番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げます。

スクラップ売払収入でございますが、ポンプ場、処理場の工事につきましては、更新工事となっております。既存の機器等を新たに入れかえることから、撤去機材として考えてございます。

また、売り払いの方法につきましては、重量を計量し、町内の古物商を営んでおります3社から見積書を頂戴いたしまして、一番高い業者さんに引き取っていただいているところでございます。

2点目の諸収入、ガラスの破損ということでございますが、本町の処理場、ポンプ場の委託業者については、毎週2回ほどポンプ場、ポンプ所の点検に巡回してございます。その際に発見されたものでございまして、その際警報等が発されておられませんので、人為的なものと推測してございまして、被害額が1万円を超えると想定されたことから、警察のほうへ被害届を出し、建物共済の申請をしたところでございます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第8、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(渡辺郁尚君) ただいま上程されました報告第6号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第6号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成29年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

その補正内容につきましては、収益的収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計補助金につきましては、平成29年度の一般会計補助金の再計算を行い、所要の増額措置をするものであります。

収益的支出、第1款水道事業費用、第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税につきましては、営業費用及び建設改良費等課税仕入額の決算見込みにより消費税の納付額を再計算したところ増額となることから、所要の増額措置をするものであります。

資本的収入、第1項出資金につきましては、地方公営企業繰出金にかかわる総務省通知に基づき基準内繰出金の再計算を行い、所要の減額措置をするものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第6号 専決処分事項の承認を求めること

について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年5月29日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

平成29年度余市町水道事業会計補正予算(第3号)。

第1条 平成29年度余市町水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額7億647万2,000円、補正予定額509万8,000円、計7億1,157万円。

第2項営業外収益、既決予定額1億3,843万2,000円、補正予定額509万8,000円、計1億4,353万円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億859万1,000円、補正予定額5万円、計7億864万1,000円。

第2項営業外費用、既決予定額1億2,687万円、補正予定額5万円、計1億2,692万円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億5,373万4,000円」を「2億5,423万9,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「1億1,186万3,000円」を「1億1,236万8,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額2億1,426万4,000円、補正予定額50万5,000円の減、計2億1,375万9,000円。

第1項出資金、既決予定額2,160万7,000円、補正予定額50万5,000円の減、計2,110万2,000円。

第4条 予算第8条に定めた一般会計から補助を受ける金額「6,500万6,000円」を「7,010万4,000円」に改める。

1ページをお開き願います。次に、平成29年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。平成29年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款水道事業収益、補正額509万8,000円、2項営業外収益、補正額509万8,000円、2目他会計補助金、補正額509万8,000円につきましては、平成29年度の一般会計補助金の再計算を行い、所要の増額補正をするものであります。

支出、1款水道事業費用、補正額5万円、2項営業外費用、補正額5万円、2目消費税及び地方消費税、補正額5万円につきましては、営業費用及び建設改良費等課税仕入額の決算見込みにより消費税の納付額を再計算したところ増額となることから、所要の増額補正をするものであります。

資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入、補正額50万5,000円の減、1項出資金、補正額50万5,000円の減、1目出資金、補正額50万5,000円の減につきましては、地方公営企業繰出金にかかわる総務省通知に基づき基準内繰出金の再計算を行い、所要の減額補正をするものであります。

以上、報告第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省

略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

昼食及び諸会議の開催のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第9、報告第7号 専決処分の報告について、日程第10、報告第8号 専決処分の報告について、日程第11、報告第9号 専決処分の報告について、日程第12、報告第11号 専決処分事項の承認を求めることについての以上4件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第9ないし日程第12を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（亀尾次雄君） ただいま一括上程されました報告第7号ないし報告第9号 専決処分
の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げましたのは、行政報告でご報告いたしました平成30年3月9日及び平成30年3月14日に本町が管理する道路上の穴により発生いたしました自動車のタイヤパンク及びバンパー
損傷事故にかかわる損害賠償の和解及び損害賠償額の決定についてでございます。本件につきましては、自動車所有者と解決に向けての交渉を行い、このたび一定の合意に至りましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき和解及び損害賠償額について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

初めに、報告第7号 専決処分の報告について議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第7号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月29日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年4月27日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・、氏名、・・・・。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、1万9,200円を支払うものとする。

3、事故の概要、1、事故の発生年月日、平成30年3月9日。2、事故の発生場所、余市郡余市町大川町13丁目24番地2。3、事故の内容、余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの。

続きまして、報告第8号 専決処分の報告について議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第8号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月29日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年4月27日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・、氏名、・・・・。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、16万9,769円を支払うものとする。

3、事故の概要、1、事故の発生年月日、平成

30年3月9日。2、事故の発生場所、余市郡余市町大川町13丁目24番地2。3、事故の内容、余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものを。

次に、報告第9号 専決処分の報告について議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第9号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月29日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年4月27日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が管理する道路の穴による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・、氏名、・・・・・・・・。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、4万7,590円を支払うものとする。

3、事故の概要、1、事故の発生日、平成30年3月14日。2、事故の発生場所、余市郡余市町大川町8丁目83番地7。3、事故の内容、余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものを。

以上、一括上程されました報告第7号ないし報告第9号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○財政課長（高橋伸明君） 続きまして、一括上程されました報告第11号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第11号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成30年度余市町一般会計補正予算（第1号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらるるものでございます。

平成30年度余市町一般会計補正予算（第1号）の内容につきましては、一括上程されております報告第7号ないし報告第9号、損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定についてに係る損害賠償の予算計上でございます。

なお、歳入につきましては、総合賠償責任保険金により歳出との均衡を図った次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第11号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるる。

平成30年5月29日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年4月27日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

平成30年度余市町一般会計補正予算（第1号）。

平成30年度余市町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億4,023万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、13目諸費、補正額23万7,000円、22節補償補填及び賠償金23万7,000円につきましては、町道における車両破損事故に伴う損害賠償金の計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。このページ中段でございます。2、歳入、20款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額23万7,000円、1節雑入23万7,000円につきましては、歳出における損害賠償金に係る総合賠償責任保険金の計上でございます。

以上、報告第11号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の報告4件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、報告第7号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第7号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第7号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第8号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第8号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第8号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第9号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第9号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第9号 専決処分報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第11号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第11号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第11号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第13、報告第10号 専決処分報告について、日程第14、報告第12号 専決処分事項の承認を求めることについての以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第13ないし日程第14を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長(亀尾次雄君) ただいま一括上程されました報告第10号 専決処分報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げましたのは、行政報告で報告いたしました平成30年3月14日に本町が管理するトンネル坑口上部からの落雪に伴う自動車破損事故にかかわる損害賠償の和解及び損害賠償額の決定についてでございます。本件につきましては、自動車所有者と解決に向けての交渉を行い、このたび一定の合意に至りましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき和解及び損害賠償額について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第10号 専決処分報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年5月29日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年5月9日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市町が管理するトンネル上部からの落雪による損傷事故の損害賠償について次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・、氏名、・・・・・・。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、132万8,637円を支払うものとする。

3、事故の概要、1、事故の発生日、平成30年3月14日。2、事故の発生場所、余市郡余市

町栄町586番地2。3、事故の内容、余市町が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、トンネル坑口上部からの落雪により損傷したものを。

以上、報告第10号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○財政課長（高橋伸明君） 続きまして、一括上程されました報告第12号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第12号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成30年度余市町一般会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めらるるものでございます。

平成30年度余市町一般会計補正予算（第2号）の内容につきましては、一括上程されております報告第10号、損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定についてに係る損害賠償の予算計上でございます。

なお、歳入につきましては、総合賠償責任保険金により歳出との均衡を図った次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第12号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めらるる。

平成30年5月29日提出、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願ひいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年5月9日、余市町長、嶋 保。

次のページをお開き願ひいたします。

平成30年度余市町一般会計補正予算（第2号）。

平成30年度余市町の一般会計の補正予算（第2

号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億4,156万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。1ページをお開き願ひいたします。下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、13目諸費、補正額132万9,000円、22節補償補填及び賠償金132万9,000円につきましては、トンネルでの落雪による車両破損事故に伴う損害賠償金の計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。このページ中段でございます。2、歳入、20款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額132万9,000円、1節雑入132万9,000円につきましては、歳出における損害賠償金に係る総合賠償責任保険金の計上でございます。

以上、報告第12号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の報告2件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、報告第10号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第10号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第10号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第12号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第12号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第12号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第15、議案第1号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健課長(羽生満広君) ただいま上程されました議案第1号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案

理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算は、平成29年度の当会計の決算見込みにおきまして歳出に対し歳入で不足額が見込まれることになったことから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、この不足額について平成30年度の当会計から繰り上げ充用を行うべく、関連する歳入歳出予算の補正計上を行うものでございます。現時点におきます平成29年度の決算見込みにつきましては、先ほど報告第3号で申し上げましたとおり、歳出では約30億5,000万円程度で確定する見込みでございますが、これに対し歳入では約29億5,000万円程度となり、1億円ほどが最終的に歳入不足になる見込みでございます。したがって、この決算処理に当たり、当該不足見込み分について平成30年度の歳入歳出予算に計上した上で、平成29年度へ繰り上げ充用を行うべく今回ご提案申し上げるものでございます。

なお、この繰り上げ充用に要します財源といたしましては、道支出金の保険給付費等交付金に求めて歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第1号 平成30年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

平成30年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,900万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年5月29日提出、余市町長、嶋 保。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをごらん願います。下段でございます。3、歳出、9款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用

金、1 目前年度繰上充用金、補正額 1 億円、22 節補償補填及び賠償金 1 億円につきましては、平成 29 年度の決算見込みにおきまして歳入に不足額が見込まれることから、平成 29 年度へ繰り上げ充用を行うための増額補正計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。本ページの上段でございます。2、歳入、4 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金、補正額 1 億円、2 節保険給付費等交付金（特別交付金）1 億円につきましては、繰り上げ充用に要します財源を保険給付費等交付金（特別交付金）に求める増額補正計上でございます。

以上、議案第 1 号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第 1 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 平成 30 年度余市町国民健

康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって平成 30 年余市町議会第 2 回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後 1 時 3 1 分

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 7番 近 藤 徹 哉

余市町議会議員 8番 吉 田 浩 一

余市町議会議員 9番 佐 藤 一 夫